

平成31年度予算編成方針

1 本市の財政状況

(1) 中期財政見通し

平成31年度から35年度において、(仮称)文化芸術館等整備事業、斎場再整備事業、消防庁舎整備事業、総合支所複合化整備事業などの公共施設の新築に係る大規模事業が予定されていることから、歳出面での増大が確実に見込まれる。

一方で、歳入面においては、下記(2)のとおり、普通交付税の合併算定替特例が段階的な縮減期間にあり、年々減少していくこと、また、景気動向が不透明であることから、市税収入の伸びを見込むことができないことにより、平成31年度から35年度まで大幅な財源不足が見込まれている。

これらの財源不足には、建設事業の実施年次の調整等による実施計画の見直しのほか、第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づく補助金・交付金の抑制、個人給付の見直し、使用料・手数料の見直し等をはじめとし、歳入、歳出面での改革を推進することで、不足額の縮小を図ることになるが、それによっても不足する場合には、財政調整基金の活用及び職員人件費の縮減により対応することになる。

なお、財政調整基金の現在高は、平成30年度末において約70億円となる見込みであり、平成26年度以降は減少傾向となっている。

(2) 普通交付税の収入見通し

平成30年度における普通交付税の収入見込額83.4億円に対し、合併算定替特例の縮減が進むとともに、交付税算定項目の見直し等により、平成31年度では80.4億円と見込まれ、3.0億円の減額となる見通しである。

(3) 主要財政指標の現状

平成29年度決算における実質公債費比率及び経常収支比率は、平成28年度と比較して悪化している。

2 予算編成の基本方針

安定した行政サービス、地域の資源、魅力を次の世代にも引き継いでいける強固な行財政基盤を有した「持続可能な自治体」の構築をめざすためには、上記の財政状況を踏まえ、栃木市総合計画に掲げる7つの基本方針の実現に資する事業に経営資源を集中するとともに、第2次行政改革大綱・財政自立計画に基づく行財政改革を着実に推進しなくてはならない。

平成31年度当初予算編成にあたっての基本方針は以下の諸点とする。

- (1) 市長マニフェストの実現に資する事業、「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた事業は、選択と集中の戦略のもと創意工夫の上、計上すること。
- (2) 第2次行政改革大綱・財政自立計画の取組事項を着実に推進し、歳入確保及び歳出抑制に努めること。特に、補助金交付金及び個人給付は、当該計画において、大幅な見直しを目標としていることから、安易に現状維持及び給付水準や補助率の上昇を伴う改正を行わないこと。

- (3) 予算編成にあたっては、職員から広く意見・提案を求め、予算の新鮮化、重点化を図り、前例踏襲に陥ることのないメリハリのある編成に努めること。
- (4) 市民負担に不均衡が生じないよう、課税客体の的確な把握、収納率向上、受益者負担の適正化を図り、積極的な財源確保に取り組むこと。
- (5) 国や県、民間団体の補助制度の動向を的確に把握するとともに、各種交付金等に係る提案型の事業の活用を図り、財源確保に努めること。
- (6) 特定目的基金は、各種事業の推進のために積極的に活用することとし、再度、基金の趣旨・目的を確認すること。特に、ふるさと応援寄附金による積立分については、寄附の趣旨に合致している事業への活用が前提となる財源であるため、計画的に活用すること。
- (7) 既存事業について、事務事業評価における目標達成状況や行政評価の結果等を踏まえたうえで、必要性の低いもの、所期の目的を達成しているもの、他事業との重複が認められるもの等は、廃止又は〇（ゼロ）予算化も含めた大胆な見直しを図ること。
- (8) 新規事業については、事業の必要性、効果、目標を明確化したうえで計上すること。また、管理運営経費等の後年度負担についても十分検討すること。
- (9) 特別会計においては、自助努力により自主財源確保に努め、経営のより一層の合理化及び事務費等の経常経費の削減を図り、安易に一般会計に依存しないこと。また、企業会計においては、一般会計に依存せず、採算の確保に努め、独立採算による運営を目指すこと。
- (10) 経常収支比率の改善のため、次の事項に取り組む。
 - ① 定員適正化計画に基づく職員の定数管理を着実に推進し、総人件費の抑制に取り組む。
 - ② 非常勤特別職等の報酬職員（議員、行政委員会等の委員、嘱託医師等を除く）の総数を抑制することとし、職種の新設及び増員は原則として認めない。ただし、既存の職種を廃止するなど、総数が増員とならない場合に限り、職種の新設をすることができる。
 - ③ 臨時職員の配置は、必要人員数、勤務日、勤務時間を引き続きゼロベースで見直すこととする。特に、一般職員と同じ事務所内において、事務補助、窓口業務補助を行う者は、あくまで、補助であるという観点から、繁忙時期や混雑時間帯のみの配置とし、年間を通じて、一般職員と同様の勤務日時を前提とする臨時職員の配置は認めない。
- (11) 実質公債費比率及び将来負担比率の改善のため、市債発行の抑制を図る。特に、地方交付税措置の無い市債を財源とする投資的事業は、広く受益者があり、長期的な効果をもたらすことが確認できるものに限り実施する。
- (12) 公共施設適正配置計画及び施設ごとの再配置等の個別事業計画に基づき、統廃合等の対象となっている施設においては、現施設の利用期間中の安全を確保するための必要最小限の修繕に留めること。また、大規模な改修が必要となった場合、計画より前倒しの閉鎖を検討すること。

3 平成31年度財政収支見通し

- (1) 一般財源収入総額を 396.9 億円（対前年度当初 8.4 億円減）と見込む。
- (2) 一般財源需要総額を 436.9 億円（対前年度当初 31.6 億円増）と見込む。
- (3) 財源不足額は 40.0 億円と見込む。

4 平成31年度予算一般財源要求限度額

要求限度額は次のとおりとするが、それによってもなお、34.2 億円の財源不足が見込まれるため、要求限度額は厳守するものとし、職員一人一人が危機感をもって予算の編成にあたること。

- (1) 投資的事業は、平成 31 年度実施計画額に消費税の増税を考慮した額（以下、“限度額算出基礎額”とする）の 85%を要求限度額とする。
- (2) 行政的事業は、平成 31 年度限度額算出基礎額の 95%を要求限度額とする。
- (3) 管理的事業は、平成 31 年度限度額算出基礎額の 95%を要求限度額とする。
- (4) 義務的事業は、平成 31 年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。
- (5) 新規事業は、上記(1)～(4)の規定に関わらず、平成 31 年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。
- (6) 上記(1)の規定に関わらず、斎場再整備事業、北部健康福祉センター整備事業、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業、（仮称）地域交流センター等整備事業、（仮称）文化芸術館等整備事業については指定事業とし、平成 31 年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。
- (7) 上記(3)の規定に関わらず、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局が所管する管理的事業は、平成 31 年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。
- (8) 上記(1)～(4)の規定に関わらず、特別会計及び企業会計は、平成 31 年度限度額算出基礎額を要求限度額とする。ただし、一般会計からの繰出金のうち事務費繰出金を財源とする事業においては、一般会計の管理的事業と同様の縮減をすること。
- (9) 投資的事業、行政的事業、管理的事業の要求限度額は一本化し、一般財源の相互調整を認める。ただし、新規事業及び指定事業の要求限度額は、一般財源の相互調整を認めない。
- (10) 実施計画上で事業費が見込まれていない事業の要求は、原則として認めない。
- (11) 当初予算編成時点で予見できる経費は、全て要求するものとする。特に、国営又は県営等の事業負担金は、関係機関と調整し、当初予算において計上するものとし、補正予算での対応とならないよう留意すること。なお、歳出予算の不足に係る補正予算の対応は、財政規律の観点から、義務的事業の不足、国・県の制度変更による不足、災害対応経費など緊急かつ不測の事態の発生を理由とするものであることに留意すること。

5 その他

- (1) 庁内分権型の予算編成

要求限度額の設定に当たっては、事業費ではなく一般財源を基礎とするので、各部長等の責任において部内調整及び部間調整を行うこと。

(2) 復活(調整)要求について

1次内示後、復活したい事業等がある場合には、部内の他事業の経費を削減し、要求総額が一般財源内示額の範囲内となるよう調整のうえ、復活(調整)要求することができる。

(3) スケジュール等について

別に示す予算要求要領等を参照すること。